

平成29年第3回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

平成29年8月7日（月曜日）

◎出席議員（11名）

2番 榑原深雪君	3番 多治見亮一君
4番 木村明雄君	5番 川上初太郎君
7番 田利正文君	8番 高道洋子君
9番 高橋健一君	10番 星孝道君
11番 高橋秀樹君	12番 井脇昌美君
13番 吉田敏男君	

◎欠席議員（2名）

1番 熊澤芳潔君	6番 前田秀夫君
----------	----------

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君
消防課長	大竹口孝明君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	沼田聡君
------	------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
事務局次長	横田晋一君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 4＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 4＞
- 日程第 3 行政報告（町長）＜P 4～P 5＞
- 日程第 4 議案第 7 4 号 損害賠償請求事件の和解について＜P 5～P 9＞
- 日程第 5 議案第 7 5 号 消防ポンプ自動車CD-I型（足寄3号）購入売買契約について＜P 9～P 10＞
- 日程第 6 議案第 7 6 号 消防ポンプ自動車CD-I型（大誉地1号）購入売買契約について＜P 10～P 11＞
- 日程第 7 議案第 7 7 号 平成29年度足寄町一般会計補正予算（第4号）＜P 11～P 12＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 1番熊澤芳潔君、6番前田秀夫君は欠席でございます。

ただいまから、平成29年第3回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

町長から、失礼いたしました、町長 安久津勝彦君から、招集の御挨拶がございます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、第3回臨時会招集に際しての御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

最初に、過日地方交付税の交付額の決定の通知がございました。概要を報告しておきたいというふうに思います。

今年度の普通交付税の額は39億285万円ということで、対前年平成29年度と比較しますと1億1,567万8,000円の減ということで、大変厳しい状況となっております。

あわせて臨時財政対策債もあわせて通知がありました。こちらのほうは2億901万8,000円ということで、こちらにつきましては、対前年23万円の減ということでございます。

28年度におきましては27年度と比較しますと、交付税、普通交付税並びに臨時財政対策債合わせて約1億700万円の減、そして今年度も対28年度の対前年と比べますと、両方合わせて1億1,500万円の減ということですから、2カ年トータルしますと、約2億2,000万円強の減ということとなっております。

これらのことにつきましては、全国知事会も含めて、国に対しまして、交付税の交付額の維持ということを既に国に対しても要請をしているということでございますから、今後におきましても、地方交付税というのはやはり地方の固有の財源と言っても過言ではありませんので、引き続きまた、それぞれの皆さ

ん方と協調しながら、国に対して交付税額の維持について引き続き求めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

次に、平成29年の小麦の収穫の速報が届いておりますので、報告しておきたいというふうに思います。

7月の24日から収穫を開始して8月5日、これは陸別の集団も含めて8月5日の日に全て完了したということで届いております。概要を報告させていただきますと、乾重反収につきましては10.38というようなことで、ただ現状での製品、歩どまりの関係でありますけれども、9.07という予測だということでもあります。昨年の実績は反収は9.29ということでもありますから、平年作よりもややいい、豊作に近い状況かなというふうに捉えているところであります。

最終的には、調整した後、現状、歩どまり88%程度で見込んでいるということでもありますから、少し動きがあるかもしれませんが、そういう速報が届いてますから、少し乾燥状態、高温状態が続いてましたから心配しておりましたけれども、そういう意味では一安心という、こんなことかなというふうに思っているところでございます。

なお、昨年につきましては、小麦豊作ということによかったなということでありましたけれども、8月17日からのとんでもない台風、四つの台風ということで、その他の製品については大変な目に遭ったという一年でありました。ことしにおきましては、この小麦に引き続いて全ての作物について、豊穰の秋を迎えられることを祈っている次第でございます。

さて、本日御審議をいただく予定をしております案件でありますけれども、議案といたしまして、損害賠償請求事件の和解についての件そのほか3件を予定しておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げまして、招集に際しての御挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、4番木村明雄君、5番川上初太郎君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 本日開催されました、第3回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日1日間であります。

本日は最初に、町長から行政報告を受けた後、議案第74号から議案第77号までを即決で審議いたします。

以上で、議会運営委員会の協議結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定をい

たしました。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、2件の行政報告を申し上げます。

足寄町水害防災訓練の実施についてでございます。

昨年夏の台風等大雨災害を踏まえた足寄町水害防災訓練の開催日程及び訓練概要が固まりましたので、御報告を申し上げます。

訓練名は、平成29年度足寄町水害防災訓練とし、平成29年9月3日曜日午前9時から午後0時30分までのおよそ3時間半程度を予定しております。

本訓練は、昨年夏の足寄町政史上まれに見る大災害となった台風等大雨災害を教訓として、防災機関並びに地域住民が一体となって応急対応訓練を実施し、災害発生時における防災活動の円滑な推進及び地域住民の防災意識の高揚を図り、災害対策に資することを目的に実施いたします。

訓練の想定は、台風の直撃に伴う豪雨災害とし、災害対策本部運営訓練、関係機関との通信伝達訓練、住民避難訓練として自治会単位による一次避難、要支援者避難訓練、堤防決壊など被害の拡大を想定した一部自治会における二次避難訓練などの実施を予定しております。

二次避難会場である総合体育館では、避難所運営の訓練のほか、昨年夏の台風災害等のパネル展示、防災用品の展示、災害対応用自動販売機の遠隔操作による飲料提供実演、コンビニエンスストア運営会社とことし締結した災害時物資供給協定の発動訓練及び炊き出し訓練による食料などの調達、配食などの実施を予定しております。

以上が現時点の実施概要であります。現在関係機関と詳細計画について調整を行っておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、第11回全国和牛能力共進会出品支援について御報告をいたします。

本町における和牛の歴史は、昭和26年に島根県から5頭の雌牛を導入したことが始まりで、その後、昭和58年に足寄町和牛生産改良組合が設立され、あしよろ和牛の改良の向上を目指し、組合員が日々活動をしてまいりましたが、組合員の努力により地域の改良成果をアピールする場である十勝・全道における共進会では、最高位賞を受賞するなどレベルの向上が図られております。

5年に一度開催される全国和牛能力共進会においては、平成14年に初出品し見事優等賞を獲得、平成24年度においても2頭出品し6位入賞となるなど、全国レベルの改良に近づいてきております。

このたび、6月29日に北海道最終選抜会が開催され、繁殖雌牛群である第5区の十勝4頭1群のうちの1頭として清水和博氏のみかん号が選抜され出品されておりましたが、見事北海道代表となり、9月5日から10日まで宮城県仙台市で開催される第11回全国和牛能力共進会に出品されることが決定いたしました。

足寄町といたしましても、改めて足寄町和牛生産改良組合並びに飼育者の努力に敬意を表するとともに、北海道代表である本町からの出品牛が優秀な成績をおさめ、足寄町の和牛の飼育技術が全国的に評価されるよう期待しているところであります。

なお、全国和牛能力共進会の出品に要する経費につきまして、輸送費及び移動交通費、予防接種などの費用、飼育管理者の旅費等で約150万円を要することから、畜産振興の支援として足寄町和牛生産改良組合に対し、総額の2分の1である75万円を補助することとし、今臨時会において補正予算を計上しておりますので、御理解賜りますようお願い

申し上げます、全国和牛能力共進会出品支援についての行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

◎ 議案第74号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 議案第74号損害賠償請求事件の和解についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました議案第74号損害賠償請求事件の和解について、提案理由の御説明を申し上げます。

札幌地方裁判所において係争中の損害賠償請求事件（平成28年（ワ）第1397号）について、札幌地方裁判所から和解勧告があったため、和解条項のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により、議会の議決を求めます。

相手方については記載のとおりでございます。

事件名は、札幌地方裁判所平成28年（ワ）第1397号損害賠償請求事件でございます。

事件の概要は、平成24年8月27日夕刻、西町2丁目4番地付近の町道山手通りの公共下水道工事現場内の一部アスファルトを剥がして砂利で復旧した箇所を相手方が通過した際に転倒し、右脛骨骨幹部骨折、右足関節外果骨折、第2、第4中足骨骨折等の重症を負ったもので、この件について、相手方より治療費、車両修理費、慰謝料等の支払いを道路の設置管理者である町に求め提訴されていたが、裁判所から平成29年6月1日付で和解勧告があり、これに同意が求められたものでございます。

和解条項は、別紙としてページ右側に添付してありますが、1、被告は原告に対し、和

解金として630万円の支払い義務のあることを認める。

2、被告は原告に対し、前項の金員を、平成29年10月12日限り、原告指定の銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告の負担とする。

3、原告は、その余の請求を放棄する。

4、原告及び被告は、原告と被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務のないことを相互に確認する。

5、訴訟費用は、各自の負担とする、という5箇条でございます。

なお、和解金につきましては、本議会に提案した補正予算に計上させていただいております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番。

○8番（高道洋子君） ただいま事件の概要、それから和解条項につきましての説明がございましたけれども、3番目の事件の概要のところ、裁判所から和解勧告の通告があり、双方が合意をしたということでございます。そして、和解条項も本件の和解金が630万円という和解した割には、割にはどうか、大変高い金額だなということを感じました。

そこで質問なのですが、この和解勧告に至った裁判所と、裁判所が何を決め手にこの和解ということを出して、そして双方が合意したのか、裁判ですからいろいろ争点があったと思いますが、その決め手となったことと、それから被告側に多少の落ち度があったのかなという気もいたしますが、その今回の和解に至った経緯をもう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） お答えいたします。

事故の概要、決め手になった部分、争点になった部分なのですが、ちょうど山手通り、下水道工場の現場だったのですが、下水道工事やる際に、先行して地下埋設物の確認をするために一部掘削をして砂利で埋め戻していた箇所で行った事故ということになります。

争点としては、その箇所に工事標識等がきちんと設置されていたか、設置されていなかったかというところが争点になり、工事の現場としては看板等の設置はされていたのですが、その剥離した場所、事故の現場の場所に特定した警戒標識がついてなかったというところが町としての落ち度、現場の落ち度という形で裁判所のほうは受けとめたところでございます。

そして、630万円についてなのですが、原告の請求額としては1,480万円ということで、裁判所の認定額としては1,052万円ですということでしたのですが、過失割合として、看板を設置してない町が6割、原告のほうは4割ということで、和解しなさいというような裁判所からの報告でございました。

その本件については、互譲の精神に基づいて早期に解決することが相当であるというふうに裁判所からも提示されましたので、それを受けて早期に解決することが望ましいだろうということで、今回和解に至ったところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） 看板の設置がなかったということでしたけれども、今までずっと看板は設置していたのでないかなと思うのですけれども、何かこの件に、この本件のときだけそういうことがあったのか、それとまた今後こういう裁判沙汰にならないためにも、

どういふところを、看板を置くだけで、設置するだけで解決することなのでしょうか。

今後に向けてもどういふふうにするのか、お願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 建設課長です。

お答えいたします。

今後に向けてなのですけれども、通常看板の設置というのは工事現場内ずっとしているのですが、今回の事件については、その場所、剥離した場所を特定するための看板がついてなかったという裁判所の認定だったのです。通常工事現場内は起点から始まって終点までの間、工事やっていますよという案内、それから実際に掘っている場所については看板等200メートル、100メートルという形で設置しているのですが、その場所については、たまたまというか、設置されていなかったという裁判所の認定です。

今後におきましては、剥離した場所というか、先行して掘った場所や何かについては、しっかりと看板をその場所に、段差ありだとか、砂利道ありというような看板設置等を行って、事故のないように進めてまいりたいというふうに考えてますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

7番。

○7番（田利正文君） この件について出たときに、町側に瑕疵がないのかという話をしたことあると思うのですが、そのときに、一回掘り戻したところをまた砂利を入れて戻すわけですね。そこをきちっとやっばり転圧をして車が通ってもいいようにしてあるわけですね。そのときに、何というのだろう、四輪ならば転ばないけれども二輪なら転んだということですね。だからその砂利をきちっと転圧しているのが弱いというか、そういうのがなかったのかどうかという問題と、それからそこを通行どめにするというふうにはならなかったのかなというのが、思い

があったのですね。現場にでも先に、何百メートル先にはこういうものがありますよという看板があったとしても、そのところは綱が張ってあって入れなくなっているのかなという思いがあったものですから、そのところはどうかかなと思って。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 建設課長です。

お答えいたします。

剥離の場所、砂利の埋め戻したところについてきちんと転圧して段差をほとんどないようにしてあったのですが、砂利で埋め戻したということで、舗装と砂利という形になったものですから、そこが滑るという形で二輪は危険だというふうに認定されたところで

す。本筋でいけば、裁判所というところの考えでいけば、その埋め戻したところを舗装なりで復旧しなさいという形なのですが、実際にいくと、またその掘り起こした場所、すぐに工事現場内ということで掘り起こしますので、それで砂利で埋め戻してあったところが、まず1点です。

それともう1点、通行どめなのですけれども、今回の事故の現場なのですが、基本片側というか、行ったきり、神社のところから西町の高台、2丁目のほうに上がっていくところの道路なものですから、片側交互通行で実施。実際には工事としては、通行どめの許可はもらってはいたのですが、実際に利用する方等がいますので、片側交互通行なり、看板等の設置で通過させると。夜間については、警戒標識はついているのですが、通過させるというような形でやりましたので、通行どめまでしてなかったというところがございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 私も昔、若いころは自動二輪乗ってましたし、それから保険の代理店もやってたものですから、オートバイに乗ってた方が砂利道に突っ込んでいくときに、かなりの注意義務が必要だというふうに

僕は思うのですよね。相当腕に自信がある方でも、さっき言ったみたいに、転圧が悪いとは言いませんけれども、状態によっては前輪がとられたらもう終わりですから、そんなことも経験がありますので、その辺のところもちょっと裁判の中でこちら側の弁護士と相手方の弁護士との関係で、過失割合についてどういう議論になったのかなと、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） 裁判の中での議論でございますけれども、先ほど建設課長からも話ありましたように、大きな争点となったのはやっぱり看板の部分でございます。看板がその剥離した部分を表示するという看板自体がなかったというところが大きな争点になっておりまして、町としては、工事現場全体の看板についてはあるのですけれども、その部分だけがなかったと、その剥離した部分だけがなかったというようなことで、そこが大きな争点になっていて、そこが、原告の方はそこで、先ほど田利議員が言われたように、滑りやすいだとかというような話がありましたけれども、争点となったところは看板の設置がどうだったのかというようなところが大きな争点となってございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

2番。

○2番（榊原深雪君） お聞きします。

原告の4割の負担なのですが、このことにつきまして、どのような原告に対しての過失があったのかということもお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） 原告のほうの4割の過失の部分ですけれども、このあたりについてははっきりとはわかりませんが、やはりオートバイで走っていても、徐行ですか、工事中ですとかというような看板はありましたので、そういった部分ではやはり注

意をしてその場所を通らなければならない場所であったというところがありますので、そういったところをきちんと注意がされていなかった。また、舗装が道路全面的に切れていたわけではなくて、ごく中央部分の一部だけが切れていたということで、避けて通れば通れない場所ではなかったわけですね。そういった部分をたまたま中央ラインに近いところを通して砂利の部分に入ってしまったといったようなこともありますので、そういう注意が十分ではなかったとか、そういったことが原告の過失となるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） 私もこの事件を見る時に思うのですけれども、やはり原告側のスピードのこともすごく引っかけますしね、あれなのですけれども、行くときに、西町2丁目に向かって行くときになったものか、下りになったときにこういうような事故になったのかということもちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） 原告の方は一旦キャンプ場に行くつもりで行ったみたいなのですけれども、上まで上がって行ってキャンプ場に行けないということで、それで何だか戻ってきた、帰り道ということだそうです。そういった意味では、一度その現場を、工事現場を通っておりますので、オートバイですから、どのぐらい気がついたかわかりませんが、十分に舗装が切れているという横を走っていったわけですから、現場を確認していると。で、帰り道に、戻ってきたときに、たまたまその舗装の切れたところに入ってしまったというようなことで、徐行という看板なんかもありまして、徐行していればそこが砂利道だったというようなことは十分わかるのではないかなと思いますけれども、スピードもどのぐらい出ていただとか、そういう注意がどれだけされていたのだかという

のは、なかなか証明できるものでもありませんし、そういった部分ではなかなかどのぐらいスピード出た、何キロぐらい出たのかだというのはわかりませんので、そのあたりは想像でありますけれども、やはり気がつかなかったとか、車輪がとられるようなスピードがある程度出ていたのではないかなというようには想像するところがございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） 私も副町長のおっしゃるとおり、全くそのとおりだと思います。

一度通った道をまた戻ってくるときに、やっぱり注意散漫だったということも、この4割の中に入っているのではないかなと思います。そして、このけがの状況から見ると、かなりのスピードは出ていたのかな、下りだったらね、なっていたのかなと思いますし、本当に被害に遭われた方はお気の毒だとは思いますが、やはりこここのところ、やっぱり坂、やっぱりカーブもあります。やっぱり普通、冬道でもどなたでも注意しなければならぬ道路ではありますので、これからもやっぱり注意喚起という点も含めて、あの道路につきましてはやっぱりこれからもいろいろな休みで、方が見えると思いますので、そして通学路にもなっておりますから、これからもやはり注意怠りなく努めていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第74号損害賠償請求事件の和解についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第74号損害賠償請求事件の和解についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第75号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 議案第75号消防ポンプ自動車CD-I型（足寄3号）購入売買契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました議案第75号消防ポンプ自動車CD-I型（足寄3号）購入売買契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年7月24日、足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した消防ポンプ自動車CD-I型（足寄3号）購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、消防ポンプ自動車CD-I型（足寄3号）購入でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、2,883万6,000円でございます。

契約の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役、中川龍太郎氏でございます。

納入期日につきましては、平成30年2月28日でございます。

4ページに外観図を添付しておりますの

で、御参照いただきたいと思ひます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第75号消防ポンプ自動車CD-I型（足寄3号）購入売買契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第75号消防ポンプ自動車CD-I型（足寄3号）購入売買契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第76号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 議案第76号消防ポンプ自動車CD-I型（大誉地1号）購入売買契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました議案第76号消防ポンプ自動車CD-I型（大誉地1号）購入売買契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年7月24日、足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した消防ポンプ自動車CD-I型（大誉地1号）購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、消防ポンプ自動車CD-I型（大誉地1号）購入でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、2,883万6,000円でございます。

契約の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役、中川龍太郎氏でございます。

納入期日につきましては、平成30年2月28日でございます。

4ページに外観図を添付しておりますので、御参照いただきたいと思ひます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番。

○7番（田利正文君） 大誉地の件ですけれども、大誉地にあるやつが古くなって新しくかえるという意味ですよね。それで、例えば本町にあるものと大誉地にあるものと稼働率は全然違うのだと思うのですけれども、それでも耐用年数というのでしょうか、それに差が大きく出るものではないでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、消防課長。

○消防課長（大竹口孝幸君） お答えいたします。

第1分団の3号車につきましては、昭和62年に導入されております。大誉地につきましては、平成元年ということで、それぞれ30年と28年を経過しているところです。

走行距離にしましては、大体2万弱、どちらも2万弱ということです。ただ、ポンプ性能だとか車両本体がかなり傷んできておりますので、更新させていただいております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

4番。

○4番（木村明雄君） それらについてはわかりましたけれども、これから先に向けて、これまたやはり、ちょっとしたら今回たまたまこの2台入れかえになったのかなと思うわけなのだけれども、これからについての計画というのはどういうふうになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、消防課長。

○消防課長（大竹口孝幸君） お答えいたします。

更新時期なのですが、消防車についてはおおむね25年ということで計画を立てております。今後もほぼ毎年のように各分団の更新があるかと思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第76号消防ポンプ自動車CD-I型（大誉地1号）購入売買契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第76号消防ポンプ自動車CD-I型（大誉地1号）購入売買契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第77号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第77号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました議案第77号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第77号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ845万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億4,294万7,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第22節補償、補填及び賠償金におきまして、議案第74号で議決いただきました損害賠償請求事件の和解金といたしまして630万円を計上いたしました。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第4目畜産草地費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、全国和牛能力共進会補助金といたしまして75万円を計上いたしました。

以上で、歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

6ページにお戻りください。

6ページ、第1款地方交付税、第1項地方交付税におきまして、普通地方交付税を50

2万円減額いたしました。

第18款繰入金、第1項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金といたしまして4,090万8,000円を計上いたしました。

第21款町債、第1項町債におきまして、臨時財政対策債を2,743万2,000円減額いたしました。

これら歳入の補正は、国からの交付税及び臨時財政対策債の額の決定通知を受けて減額し、財政調整基金で財源調整を行ったものでございます。

なお、13ページに説明資料を添付させていただきましたので、御参照いただきたいと思っております。

以上で、議案第77号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第4号）の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

6ページをお開きください。

6ページから11ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第77号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第4号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第77号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了をいたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成29年第3回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

午前10時49分 閉会